

令和 5 年度 第 5 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和5年8月25日(金) 午後1時30分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎2階 201会議室
開 会 時 刻	午後1時25分
閉 会 時 刻	午後2時20分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	×
9	柴 田 光 善	○	10	小 島 康 平	○
11	欠 員	×	12	八 木 大 輔	○
13	高 橋 實	○	14	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舩 田 晃 (最適化推進委員)	×
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 6 報告第1号 農地の賃借料情報提供について
- 日程第 7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 日程第 8 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について
- 日程第 9 報告第4号 農地改良等に係る届出書について

会議の件名	議事録
<p>1. 開会</p> <p>日程第1</p> <p>日程第2</p>	<p>後藤事務局長が開会を告げる。午後1時25分</p> <p><b>【あいさつ】</b></p> <p>◎事務局長        皆さんこんにちは。ただいまより令和5年度第5回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。        まず、先月の農業委員会総会終了後の暑気払いにつきまして大変有意義な交流ができたと思います。ありがとうございました。        また、残暑厳しい中、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>葛西用水路土地改良区より大落古利根堰の開放が9月8日と連絡が入っております。残暑厳しい中これから収穫に向けて作業されると思いますが、くれぐれもお体にお気を付けください。        最後にお手元に配布してあります農業経営基盤強化促進法の基本構想について、総会の最後に説明させていただきます。よろしく願いいたします。        それでは山崎会長ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>◎会長        改めまして皆さんこんにちは。        大変暑い中、総会へ参加していただきありがとうございます。        先月の総会後の暑気払いお疲れさまでした。和やかに時間を過ごすことができました。ありがとうございました。        また、過日8月21日松伏町総合振興計画審議会及び松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に出席し、将来の松伏町について審議してきました。        9月4日～10月3日まで松伏町ではパブリックコメントを行っております。意見等があればお願いいたします。        それでは、慎重審議よろしく願いいたします。        これより開会いたします。</p> <p>◎事務局長        ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしく願いします。</p> <p><b>【開会の宣言】</b></p> <p>◎議長        ただいまから、令和5年度第5回定例総会を開会いたします。        本日の出席委員は、農業委員12名、最適化推進委員6名であります。        過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。        これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p><b>【会議録署名委員の指名について】</b></p> <p>◎議長        まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。        本日、8番 鈴木洋子委員が欠席のため、        9番 柴田 光善 委員</p>



なお、売買金額は○筆合計で○○万円です。1反当りの金額は約○○万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は全部で○○○○○㎡、そのうち田んぼが○○○○㎡、畑が○○○○㎡です。

おもな作付作物は水稻、キュウリ、ナス、トマト、ネギです。

農機具の所有状況は、トラクター4台、コンバイン2台、田植機2台、乾燥機4台、農業用車両4台を保有しています。

譲受人の農作業暦は○○年です。また、通作距離は○kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間○○○日です。父の○さんが年間○○○日、母の○○さんが年間○○○日です。世帯合計で○○○日です。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は○○○○○㎡になります。

周辺地域との関係については水稻、キュウリ、ナス、トマト、ネギ等の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのものであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡野委員

8月18日、金曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それでは、藤江委員の復席を許可します。

(藤江委員復席)

◎議長

次にNo.2について、事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は2ページです。

説明に入る前に相続財産管理人について説明させていただきます。

簡単に言うと相続人の代わりに財産を管理する人のことを指します。

また、どういった場合に管理人が設定されるかという2つの場合があります。

1 相続人がいない場合（相続人が不明含む）

2 相続人全員が相続放棄を選択した場合。

今回は相続人全員が相続放棄した場合になります。

家庭裁判所は債権者の申し立てにより相続財産管理人を選任し、相続財産管理人は被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどとして清算を行います。

それでは説明に入らせていただきます。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇相続財産管理人〇〇〇〇〇さん、職業は〇〇〇〇〇の方です。

申請地の地目は共に〇です。〇筆合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は債権整理によるもので、譲受人は経営拡大です。

なお、売買金額は〇筆合計で〇〇万〇千円です。1反当りの金額は約〇千円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は長ネギ、ナス、オクラです。

農機具の所有状況はトラクター1台、耕運機1台を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年です。また、通作距離は〇〇kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日です。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については長ネギ、ナス、オクラ等の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎柴田委員

8月22日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

譲受人の方について、どういった方なのか皆さんに説明してもらっているのですか。



方です。

申請目的は住宅敷地の敷地拡張です。

転用理由について、兼業であります。農業に約60年従事しております。農業に従事する傍ら、〇〇を収集し育てることを趣味としてまいりました。農業と〇〇は、生物を育てるという意味で通ずるものがあります。〇〇は私のライフワークとなるほどとなり、その〇〇もかなりの数となりました。〇〇に〇〇を並べておりますが、手狭になってまいりました。そこで、〇〇に隣接しているわずかな農地の〇〇の柵を作り並べることができればと考えました。

以上の理由から申請されました。

工事期間は許可後から1ヶ月間を予定しています。

被害防除対策については、申請地南側にCB2段積みで被害防除対策を行います。

資金計画については、施工はご自身で行うとのことで、材料費の〇〇〇〇〇円のみです。

全額自己資金で対応するとのことで、通帳の写しが添付されています。資金計画は問題ありません。

説明については以上です。説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡野委員

8月18日、金曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎柴田委員

この図面だと柵が置いてあるが、現在そうになっているのか。

◎事務局

この土地利用計画図は今後使用する図面となっております。現状としては農地です。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

◎議長

続いて、日程5議案第3号農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。

No.1について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は3ページです。土地利用計画図は2ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇.〇〇㎡です。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

転用目的は住宅敷地の敷地拡張ですが、こちらの申請地は現況としてすでに宅地への進入路としてアスファルト舗装がされております。

今回の申請前には追認できるか春日部農林振興センターと事前協議を行いました。進入路が航空写真で確認できないとのことで追認できないとされましたが、接道要件を満たしていないことは将来にわたり困ってしまうことなので、始末書を提出していただければ是正なしで対応できるとのことで、今回申請されました。

始末書については土地所有者の〇〇〇〇さんより提出されております。

内容については〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇の宅地への進入路として利用してきました。今回調査をしたところ、宅地になっていないことが判明しました。無許可でアスファルト舗装を行ってしまったことについては申し訳ございませんでした。

現在、建築基準法の接道要件を満たすことができておりません。現在、将来にわたり当該地の宅地利用が必要なため、それを斟酌していただいて、農地法の許可をお願いいたします。

農地法の申請は今後所有権を取得する妻の〇〇〇〇が行います。

とのことで始末書が提出されています。

また、転用理由については今回の申請地は農地法の許可が必要なことがわかりました。

申請地においては宅地への進入路として利用しており、始末書のとおり、無許可で施工してしまいました。現在、建築基準法の接道要件を満たすことができていません。現在、将来にわたり当該地の宅地利用が必要なため、許可申請を行いますので、承認・許可をお願いいたします。

以上の理由で申請されました。

なお、すでに舗装された進入路のため工事費等はありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡野委員

8月18日金曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長



	<p>説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎柴田委員 〇〇〇-〇はセットバックするのか。</p> <p>◎事務局 まちづくり整備課に寄付採納の手続きがされており、公衆用道路になる予定です。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p>
<p>日程第6</p>	<p><b>【報告第1号 農地の賃借料情報提供について】</b></p> <p>◎議長 続いて、日程6報告第1号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 松伏町賃借料情報資料について、説明させていただきます。 毎年8月に、1月～12月までの間に賃借された田んぼと畑について集計し、平均額、最高額、最低額を算出しております。 令和4年は田んぼについて平均額4,569円、最高額は6,000円、最低額は4,500円、件数は209件です。物納が89%を占めており内訳としては30kgが100%でした。金納については11%となっております。 畑について平均額8,250円、最高額は10,000円、最低額は3,000円、件数は4件です。物納は無くすべて金納になっております。 なお、賃借料を物納で設定されている場合、農協の買取価格で換算しています。令和4年産コシヒカリ2等米で計算をしたものです。 町のHP、農委だよりなどで情報提供していきたいと思えます。 説明については以上です。</p>
<p>日程第7</p>	<p><b>【報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について】</b></p> <p>◎議長 続いて、日程7報告第2号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、相続の届出がありましたのでご報告させていただきます。</p>
<p>日程第8</p>	<p><b>【報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について】</b></p> <p>◎議長</p>

<p>日程第 9</p>	<p>続いて、日程 8 報告第 3 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局  ○○地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p><b>【報告第 4 号 農地改良等に係る届出について】</b></p> <p>◎議長  続いて、日程 9 報告第 4 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局  ○○地区において、農地改良等に係る届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>◎議長  以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎事務局  ・基本構想について  ・来月の総会の日時について  ・四市町農政研究会の合同研修会について</p> <p>◎議長  その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。</p> <p>◎高橋会長代理  長時間に渡りご審議ありがとうございました。農業機械を使つての農作業はくれぐれもご注意ください。注意一秒、怪我一生ですのでお願いいたします。  本日はお疲れ様でした。</p>
--------------	--

午後 2 時 2 0 分、高橋会長代理の閉会の辞を以て終了する。